## 令和5年度授業実施について

医学部長

新型コロナウイルス感染症が5月8日から5類に移行することに伴い、授業実施について以下のとおりお知らせします。

ただし、今後の感染状況等により、内容を見直すことがあります。

なお、臨床実習中の学生については、病院のルールに従ってください。

記

- 1. 授業の実施形態は、対面形式を主とする。
- 2. 講義室、研究室等における収容人数は、通常使用時の人数とする。
- 3. 対面形式の授業や試験におけるマスクの着用は求めない(学生個人の判断に委ねる)。 ただし、第3講義室、第4講義室での講義等、病院敷地内に立ち入る場合は、不織布マスクを着用すること。
- 4. 新型コロナウイルスにかかった場合の登学(出席)停止期間について 発症の翌日から5日を経過し、かつ、症状軽快後(熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症 状が軽快した後)24時間を経過するまで登学(出席)停止期間とする。

なお、発症から10日間が経過するまでは、不織布マスクを着用すること。

5. 登学(出席)停止期間における授業・定期試験等の対応は、次のとおりとする。 授業の欠席については、欠席届を提出すること。なお、欠席届には証明書(医療機関を 受診したことがわかるものであれば、領収証等でも可)を添付すること。

定期試験の欠席については、追試験願を提出すること。なお、追試験願には証明書(診断書)を添付すること。